

高松市公共交通運行特別支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大によって特に影響を受けている交通事業者に対し、市民等の移動手段を確保するため、予算の範囲内において、公共交通事業の継続に向けた高松市公共交通運行特別支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「交通事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内（高速道路を除く。）で路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を営む者（以下「路線バス事業者」という。）
- (2) 本市及び市内で路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業を営む者との間で協定を締結し、コミュニティバス等運行事業の実施主体として、地域住民が設立した団体（以下「コミュニティバス等事業者」という。）
- (3) 市内に営業所（個人事業者にあつては、住所）を設置し、高松交通圏を主たる営業区域とし、タクシー事業（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）を営む者（以下「タクシー事業者」という。）

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交通事業者である者
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大後も継続して公共交通事業を行っている者
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じている者又は今後感染防止対策を講じた上で公共交通事業を継続する意思がある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象としない。

(1) 過去にこの要綱による支援金の交付を受けた者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が支援金を交付することが適当でないと認める者

（交付対象）

第4条 支援金の交付の対象となる系統は、路線バス事業者又はコミュニティバス等事業者が、路線定期運行として令和2年10月1日現在、運行している系統のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、運行に要する経費について、市等からの収入により路線バス事業者又はコミュニティバス等事業者が、その負担をしていない系統を除く。

(1) 運行系統の起終点が、高松市内であること

(2) 運行系統の起終点のいずれかが高松駅であり、かつ他の一方が県内であること

2 支援金の交付の対象となる車両は、タクシー事業者が令和2年10月1日現在、市内の営業所に配置している事業用自動車とする。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、別表に定める支援金額にそれぞれ交付対象の数を乗じて得た額とする。

（支援金の交付の申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市公共交通運行特別支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和3年3月31日までの間に市長に提出しなければならない。

(1) 交通事業者であることが分かる書類の写し

(2) 令和2年7月から同年9月までの営業実績を確認することのできる書類の写し（タクシー事業者に限る。ただし、令和2年8月から同年9月までの間でタクシー事業を営むこととなった者については、当該期間の営業

実績を確認することのできる書類の写し。)

(3) 第4条に規定する交付対象の数を確認することのできる書類の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、支援金の交付の適否を決定し、その結果を高松市公共交通運行特別支援金交付可否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査で疑義等が生じた場合は、関係機関へ問い合わせることができる。また、指摘事項を申請者に通知し、その補正を求めることができる。

(支援金の請求)

第8条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、支援金の交付を受けようとするときは、高松市公共交通運行特別支援金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に支援金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し及び支援金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により、支援金の交付を受けたと認められる場合は、支援金の交付の決定を取り消し、その取り消しに係る部分に関し、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月12日から施行する。

(この要綱の失効)

1 この要綱は、支援金の支出の完了の日限り、その効力を失う。

- 2 前項の規定にかかわらず、支援金の交付を受けた者については、失効前の10条の規定は、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

支援対象者	支援金額
路線バス事業者	1系統当たり30万円
コミュニティバス等事業者	1系統当たり30万円
タクシー事業者	1台当たり5万円

（宛先） 高松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

（個人事業者にあつては住所及び氏名）

高松市公共交通運行特別支援金交付申請書

高松市公共交通運行特別支援金の交付を受けたいので、高松市公共交通運行特別支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 支援金申請額 _____ 円

2 交通事業者 路線バス（ ）系統 ・ コミュニティバス等（ ）系統
 タクシー（ ）台

【添付書類】

- ① 要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する交通事業者であることが分かる書類の写し
- ② 令和2年7月から同年9月までの営業実績を確認することのできる書類の写し（タクシー事業者に限る。）
- ③ 要綱第4条に規定する交付対象の数を確認することのできる書類の写し
- ④ その他市長が必要と認める書類

3 支援金交付申請に係る同意事項

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じている、又は今後感染防止対策を講じた上で、公共交通事業を継続します。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市公共交通運行特別支援金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市公共交通運行特別支援金の交付について、次のとおり決定したので、高松市公共交通運行特別支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 申請者名

2 支援金の交付の可否

① 交付します。

支援金の額 金 円

② 交付しません。

【理 由】

高松市公共交通運行特別支援金請求書

年 月 日

(宛先) 高松市長

所在地:

請求者:

代表者氏名:

印

(個人事業者にあつては住所及び氏名)

年 月 日付け高 第 号により交付決定の通知を受けた高松市公共交通運行特別支援金について、高松市公共交通運行特別支援金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 _____ 円

2 振込先口座

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
カタカナ 口座名義			

※口座名義人が請求者と一致しない場合のみご記入・押印ください。

【確認書】

(宛先) 高松市長

所在地: _____

名称: _____

代表者氏名: _____ (印)

確認内容: 当社の資金管理は、上記2の口座を使用しており、本請求書に関する振込は、同口座へお願いします。

【注意】 振込先の口座情報が確認できる資料の添付について
口座振込エラーを防止するため、2に記載の口座情報を確認することのできる次の資料のコピーを添付してください。

- ① 通帳のコピー
- ② 通帳の表紙の裏の見開き (カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分)

※通帳のコピーの提出ができない場合、会計担当責任者の記名押印を行い内容の確認をお願いします。

